申請期限(10次公募):2024年7月31日(水)17:00まで

事業承継・引継ぎ補助金



事業承継・引継ぎ補助金とは

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。



経営革新

事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である) 中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用を補助します。

創業支援型(I 型)

事業承継を契機に創業(開業や法人設立)を行い、 経営革新等に取り組む事業者向け

経営者交代型(Ⅱ型)

親族や従業員への承継によって経営を引継ぎ、 経営革新等に取り組む事業者向け

M&A型(Ⅲ型)

事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、 経営革新等に取り組む事業者向け

補助対象経費	補助率	補助下限	補助上限	上乗せ額(廃業費)
設備投資費用、店舗・事務所 の改築工事費用 等	2/3又は1/2	100万円	600万円以内又は 800万円以内	+150万以内

10次公募対象



専門家活用

M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助します。

買い手支援型([型)

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を 譲り受ける予定の中小企業者

売り手支援型(Ⅱ型)

事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を 譲り渡す予定の中小企業者

補助対象経費	補助率	補助下限	補助上限	上乗せ額(廃業費)
M&A支援業者に支払う手数 料※セカンドオピニオン 等	2/3又は1/2	50万円	600万円以内	+150万以内

※M&A支援機関登録制度に登録されたファイナンシャルアドバイザー(FA)またはM&A仲介業者によるFAまたはM&A仲介費用に限る



廃業・再チャレンジ **再**

再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助します。

再チャレンジ申請(単独申請)

M&Aで事業を譲り渡せなかった 事業者による廃業・再チャレンジ

併用申請

事業承継に伴う廃業や、事業の 譲り渡し/譲り受けに伴う廃業

補助対象経費	補助率	補助下限	補助上限
廃業支援費、在庫廃棄費、解体費等	2/3又は1/2	50万円	150万円以内

※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます。

<当事務所の支援内容>

初回相談	無料	申請時 支援料金	10万円(税別) ※ 補助金申請が採択された場合は「採択後支援」 のお申込みが必須となります。	
採択後 支援料金	補助金額の10% ※ 不採択となった場合は上記料金はいただきません。 ※ 採択となった場合の料金下限は30万円(税別)です。	備考	 採択後支援料金は申請が採択された後に分割にてお支払いいただくことが可能です。 採択後支援料金のうち、30万円(税別)は、採択発表時にお支払いいただきます。 	
ご芳名・法人名		電話番号		
住所		業種		
ご要望	□ 補助金申請支援を依頼したい □ 補助金について詳しく聞きたい			

<お申し込みはこちらまで FAX:045-264-9577>

藤原淳税理士事務所 TEL:045-264-9330

〒213-0014 神奈川県横浜市中区常盤町一丁目2番1号 サンネット関内ビル8階A-2